

○射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格

平成17年11月1日

告示第119号

改正 平成19年3月30日告示第81号

平成23年3月18日告示第29号

平成26年10月20日告示第193号

平成28年6月30日告示第203号

令和3年3月31日告示第69号

射水市契約規則(平成17年射水市規則第29号)第3条及び第17条の規定に基づき、射水市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託及び建設用原材料等物品購入契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の方法等について、次のとおり定める。

第1 競争入札参加者の資格

1 競争入札に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって第3の規定により競争入札参加資格者名簿に登載されたものでなければならない。

(1) 建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により建設業の許可を受けている者であって、かつ、次に掲げる届出を行っているもの(当該届出の義務がある者に限る。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(2) 測量・建設等コンサルタント業務については、建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタントの営業に関し法律上必要とする資格を有する者

(3) 清掃等業務委託については、営業年数が1年以上の実績を有する者

(4) 建設用原材料の買入れについては、営業年数が2年以上、その他物品購入については、営業年数が1年以上の実績を有する者

2 競争入札に参加することができない者

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者
- (2) 税を滞納している者
- (3) 第7の規定により入札参加資格を抹消され、2年を経過しない者
- (4) 射水市暴力団排除条例(平成24年射水市条例第1号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

第2 資格審査申請の方法及び時期

1 競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。添付書類については、国又は県等に提出した添付書類の様式によることができるものとする。

(1) 建設工事

- ア 建設業許可証明書
- イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ウ 工事経歴書
- エ 技術職員名簿
- オ 技術職員以外の職員名簿
- カ 登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)
- キ 委任状
- ク 納税証明書
- ケ 使用印鑑届
- コ 税務情報の取扱いに関する同意書
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 測量・建設等コンサルタント業務

- ア 登録を受けた業務の登録証明書
- イ 実績調査表
- ウ 技術者経歴書
- エ 業態調書
- オ 経営規模等総括表
- カ 登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)
- キ 委任状
- ク 納税証明書
- ケ 使用印鑑届

コ 税務情報の取扱いに関する同意書

サ その他市長が必要と認める書類

(3) 清掃等業務委託

ア 業務実績調書

イ 許可、認可、登録等を証明する書類

ウ 登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)

エ 委任状

オ 納税証明書

カ 使用印鑑届

キ 税務情報の取扱いに関する同意書

ク その他市長が必要と認める書類

(4) 建設用原材料等物品購入

ア 販売等実績調書

イ 許可、認可、登録等を証明する書類

ウ 登記事項証明書(法人)、身分証明書(個人)

エ 委任状

オ 納税証明書

カ 使用印鑑届

キ 税務情報の取扱いに関する同意書

ク その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の申請者が建設コンサルタント登録業者、地質調査業登録業者又は補償コンサルタント登録業者である場合は、国土交通省の当該業務に係る登録規程に定める現況報告書の写しをもって、同号ア、イ、ウ、オの書類に代えることができる。

3 申請書は、原則として西暦における奇数年の1月中(射水市の休日を定める条例(平成17年射水市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。以下「定期受付期間」という。)に、市長へ提出しなければならない。ただし、都合により定期受付期間までに申請書を提出できなかった者については、当該年の4月1日からその翌々年の3月31日まで(休日を除く。)申請書を随時提出できるものとする。

第3 資格者名簿への登載及び公表

1 市長は、申請書を受理したときは、建設工事については、国土交通大臣又は県知事及び財団法人建設業情報管理センターが審査し、付与した数値に、納税状況、工事成績等の関

する数値を加算した総合数値を基準に審査し、資格者名簿に登載するとともに工事の種類別格付の等級(格付を行わない業種にあつては資格の有無)を公表するものとする。

- 2 測量・建設コンサルタント等業務委託及び建設用原材料等物品購入については、前項の格付を行わず、必要とする審査事項に合格した者を資格者名簿に登載するとともに資格の有無を公表するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期日に行うものとする。ただし、第2号について定期受付期間の属する年の翌々年1月11日以降に申請されたものは公表しない。

- (1) 定期受付期間中に申請されたもの 定期受付期間の属する年の4月1日
- (2) 随時提出期間中において、奇数月11日から翌奇数月10日までに申請されたもの 翌偶数月1日

第4 競争入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、原則として、第3の1の規定に基づく公表の日から2年間とする。ただし、第2の3ただし書の規定に該当する場合は、2年以内で市長の定める期間とする。

第5 競争入札参加資格の譲渡又は相続

- 1 入札参加資格者から当該営業の一切を譲り受けた者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者は、申請書(譲渡・相続)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 営業の一切を譲り受け、又は相続したことを証する書類
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 使用印鑑届

- 2 前項の申請があつたときは、随時に第3の規定により格付し、資格者名簿に登載するとともに、その結果を公表するものとする。

第6 変更の届出

入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があつたときは速やかに変更届出書を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名

(5) 使用印鑑

第7 入札参加資格の抹消又は格付の降級

入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消し、又は格付を降級することができる。

- (1) 第1に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 申請書及び添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (4) 第6の規定による変更の届出をしなかったとき。

第8 発注工事に対応する建設業許可業種の基準

発注工事の種別に応じ、入札参加することのできる建設業の許可業種の基準は、原則として、別表のとおりとする。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第81号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日告示第29号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月20日告示第193号)

この告示は、公表の日から施行する。ただし、第1第1項第1号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月30日告示第203号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第69号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表

発注工事に対応する建設業許可業種

| 発注工事の種別 | 対応工事の種別(建設業許可に係る業種) |
|-----------------|-------------------------|
| 一般土木工事 | 土木工事業 |
| アスファルト舗装工事 | 舗装工事業 |
| セメント、コンクリート舗装工事 | 舗装工事業 |
| 鋼橋上部工事 | 鋼構造物工事業 |
| プレストレスコンクリート工事 | 土木工事業、とび、土工工事業 |
| 法面処理工事 | とび、土工工事業、防水工事業 |
| ボーリング、グラウト工事 | とび、土工工事業、さく井工事業 |
| スノーシェッド工事 | 土木工事業、鋼構造物工事業 |
| ロードヒーティング工事 | 電気工事業 |
| 消雪装置工事 | 管工事業 |
| しゅんせつ工事 | しゅんせつ工事業 |
| 水道管理設工事 | 土木工事業、水道施設工事業、管工事業 |
| 水門、門扉工事 | 鋼構造物工事業 |
| 水処理装置工事 | 機械器具設置工事業 |
| 横断歩道橋工事 | 鋼構造物工事業 |
| 道路標識工事 | とび、土工工事業 |
| 道路照明工事 | 電気工事業 |
| 造園工事 | 造園工事業 |
| さく井工事 | さく井工事業 |
| 信号機設置工事 | 電気工事業、機械器具設置工事業 |
| 防護柵工事 | とび、土工工事業 |
| 一般建築工事 | 建築工事業 |
| 給排水、衛生設備工事 | 管工事業 |
| 暖冷房設備工事 | 管工事業 |
| 電気設備工事 | 電気工事業 |
| 電話、通信設備工事 | 電気通信工事業 |
| 放送、拡声装置工事 | 電気通信工事業 |
| 消防、防災設備工事 | 消防施設工事業 |
| エレベーター工事 | 機械器具設置工事業 |
| じん芥処理施設工事 | 清掃施設工事業、タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 室内装飾工事 | 内装仕上工事業 |
| 建具工事 | 建具工事業 |
| 塗装工事(道路標示を含む。) | 塗装工事業 |
| 防水工事 | 防水工事業 |
| 特殊工事 | 該当する対応建設業 |